

工 事 成 績 評 定 等 実 施 要 領

旭市工事成績評定等実施要領

(目的)

第1 この要領は、工事成績評定を実施することにより、市が所掌する請負工事の適正かつ効率的な施工を確保し、工事に関する技術水準の向上に資するとともに、受注業者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2 工事成績評定（以下「成績評定」という。）の対象とする工事は1件の請負金額が500万円以上の建設工事とする。

(成績評定の時期)

第3 完成検査にあつては工事の完成時、出来形・中間検査にあつては検査の実施時点とする。

2 工事成績評定表は、記入後、速やかに財政課長へその写しを提出する。

(評定者)

第4 成績評定を行う者（以下「評定者」という。）は、検査員、総括監督員及び監督員とする。

(成績評定の方法)

第5 成績評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

2 工事成績の採点は、第1号様式により行うものとする。

3 評定にあたっては、別紙－1～別紙－6の「工事成績採点の考査項目別運用表」により行い、別紙－7の「記入方法及び留意事項」及び別紙－8の「施工プロセスのチェックリスト」を考慮するものとする。

4 工事における「創意工夫」、「社会性等」に関しては、受注者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

(考査項目の採点方法)

第6 評定点合計は、次により算定する。

出来形、中間検査があった場合

$$\text{評定点合計⑥} = (\text{①} \times 0.4 + \text{②} \times 0.2 + \text{③} \times 0.2 + \text{④} \times 0.2) - \text{⑤}$$

出来形、中間検査がなかった場合

$$\text{評定点合計⑥} = (\text{①} \times 0.4 + \text{②} \times 0.2 + \text{④} \times 0.4) - \text{⑤}$$

2 出来形、中間検査が2回以上あった場合は、評定点は出来形、中間検査を合わせた平均点を記入する。

3 出来形(部分引渡し)の場合は、総括監督員、監督員及び検査員が各々評定を行い完成の際に、完成検査時の評定点と金額により加重平均を行い記入する。

4 監督員、総括監督員、検査員の評定点は小数第1位までとする。

5 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

6 法令遵守等は、総括監督員が記入する。

7 所見は必ず記入する。

8 手直しを指示した場合には、手直し前の状態で採点し、手直し後の評価はしないものとする。

(成績評定結果の受注者への通知)

第7 成績評定結果については受注者に通知するものとし、工事検査結果通知書(旭市検査要綱 第8号様式(第13条関係))に評定点を記入する。

(成績評定点の修正)

第8 引渡し後、契約不適合責任期間中に関係法令違反・事故等により瑕疵が判明した時は、再度工事成績採点を見直し施工者に文書で通知するとともに、成績評定結果を修正するものとする。(第2号様式)

(説明請求等)

第9 第7、第8の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に書面により、発注機関の長に評定点等について説明を求めることができるものとする。

(説明請求の提出)

第10 第9の書面の提出先は、工事担当課とする。

(説明請求に対する回答)

第 11 発注機関の長は、評定点等の通知を受けた受注者から評定点等についての説明を求められた場合、第 3 号様式により速やかに回答するものとする。

附 則

この要領は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(第2号様式)

第 号
令和 年 月 日

様

印

工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した工事について、旭市工事成績評定等実施要領に基づき再度評定した結果を通知します。

工 事 名	
工 期	自 令和 年 月 日 ~ 至 令和 年 月 日
完成検査年月日	令和 年 月 日
当 初 評 定 点	点
修 正 評 定 点	点
備 考	

(第3号様式)

第
令和 年 月 号
日

様

印

工事成績評定に係る説明書（回答）

令和 年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

記

1 工事名

2 疑問に対する回答